

## 鳥取市竹林整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市竹林整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、竹林の拡大による森林環境の悪化等が懸念されていることから、落等周辺の放置竹林の適正管理を支援することにより、竹林の拡大防止と森林環境の改善等を目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる額とする。

### (補助金の算定)

第6条 本補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した額以内とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 竹林の伐採、片づけ、管理道・アクセス道開設 補助対象経費の額に別表の第4欄に掲げる補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額
- (2) 伐採竹の搬出 伐採した竹林の材積又は伐採竹の重量について別表の第4欄に掲げる単価により算定した額

### (交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(交付決定の時期)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から50日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 事業箇所の追加
- (3) 本補助金の30%を超える減額

(完了届)

第10条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率又は単価	5 備考
<p>竹林整備事業</p> <p>竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道、アクセス道開設及び伐採竹の搬出</p>	<p>森林所有者、森林組合、竹林整備事業実施要領（令和5年3月27日付第202200322525号鳥取県農林水産部長通知）第7条に基づく協定を締結した県内に本店又は主たる事務所を有する者</p>	<p>1 事業費</p> <p>竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出に要する経費</p> <p>対象となる竹林は、集落又は国道・県道・広域農道周辺の一団の竹林とする。</p> <p>(1) 竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け 補助対象経費＝面積×標準単価とする。面積はヘクタールとし、小数点2位未満切り捨てとする。</p> <p>(2) 管理道及びアクセス道開設 補助対象経費は、鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け第201000193342号鳥取県農林水産部長通知）に基づき積算された額とする。</p> <p>(3) 伐採竹の搬出 補助対象経費は、伐採竹を工場その他加工施設等竹林外へ搬出する経費とする。</p> <p>(4) 標準単価は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長が毎年度別に定める額とする。</p> <p>(5) 森林所有者以外の者が事業実施主体となる場合には、造林事業に係る間接費率を準用して標準単価に間接費を加算するものとし、加算後千円未満を切り捨てた額を標準単価とする。</p>	<p>(1) 竹林の伐採、片づけ、管理道・アクセス道開設 補助率 8.5/10</p> <p>(2) 伐採竹の搬出 単価 1,200円/m<sup>3</sup>又は1,000円/t</p>	<p>(1) 抜き伐りは、0.1ha当たり300本～500本程度を残すこと。</p> <p>(2) 管理道は伐採面積おおむね0.3ha以上であり、路網密度200m/haを補助対象経費の上限とする。</p>

別記様式（第7条関係）

年度竹林整備事業計画（報告）書

1 事業の目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

別添竹林整備事業箇所一覧のとおり

3 収支予算（決算）

（1）収入の部

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
市補助金				
その他				
計				

（2）支出の部

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
計				

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡）を記載してください。

竹林整備事業箇所一覧

事業 実施主体	森林所有 者氏名	直営・ 請負 の別	竹林の位置			事業量 面積(ha) 延長(m)	整備内容				事業費 (円)	負担区分			
			大字	字	番地		成立 本数	径級 (cm)	伐採 本数	残本 数		県 (円)	市 (円)	その他 (円)	
合計															

注1：事業実施箇所ごとに調査表（別紙様式）、森林計画図等の位置図及び現況写真（全体と部分写真）を添付すること。

注2：実績報告には施業図を添付すること。

注3：備考欄には、傾斜、当事業による過去の施業履歴等を記載

(別紙)

竹林整備事業実施箇所調査表

整理番号	—	調査年月日		調査者	
1 実施場所及び隣接する森林等の状況		(1) 所在地  (2) 森林の現況及び事業の必要性  (3) 成立本数  本/ha  ※標準地調査 (○m×○m ○箇所) による。			
2 森林所有者 (協定締結予定者)		(1) 住所、氏名  (2) 事業実施について (該当部分に○又は必要事項を記載) ・森林所有者実施の場合 施行方法 (所有者実施・委託) ・森林組合実施の場合 事業実施の同意の有無 (有・無) ・協定締結者実施の場合 実施予定者 ( )			
3 事業実施後の管理計画		(1) 協定期間中の管理方法  (2) 利用計画 (竹材・タケノコ生産、森林環境教育等)			
4 その他 (事業実施上必要となる他法令等による制限等の有無、内容等を記入)					

## 施 業 図

1 森林所有者

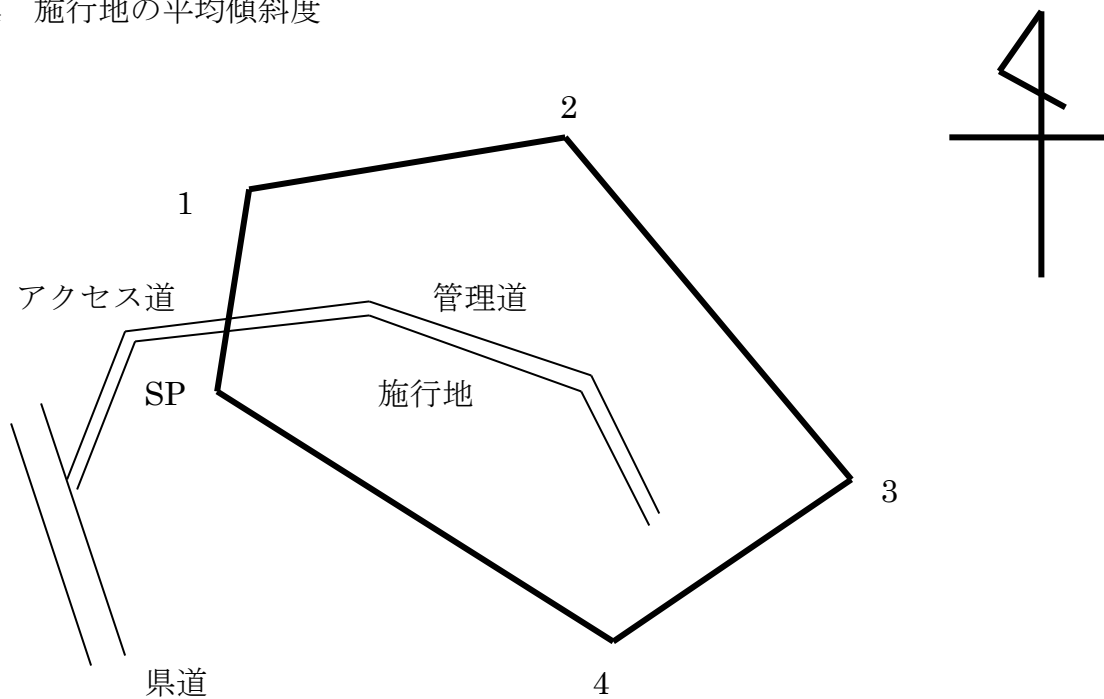
2 施行地

3 面積 (ha)

管理道延長 (m)

アクセス道延長 (m)

4 施行地の平均傾斜度



縮尺 : \_\_\_\_\_

(注)

- 1 施行地及びその周辺の地形（沢、尾根）、林況（樹種）並びに特徴のある物件（独立樹、鉄塔、道路等）を記入すること。
- 2 測量起点（SP）及び主な測点を記入すること。
- 3 測量野帳は、事業実施主体が整理保管し、しゅん工検査等において直ちに提示できるようにしておくこと。